

定年引上げについて

令和3年11月26日（金）

枚方市人事行政制度調査審議会資料

I. 定年引き上げの概要

令和3年6月 「国家公務員法の一部を改正する法律」及び
「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立



現行**60歳**の定年を

令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げて**65歳**とし、
以下の措置を講じる。

1. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入
2. 定年前再任用短時間勤務制度の導入
3. 情報提供・意思確認制度の新設
4. 60歳に達した職員の給与に関する措置

定年の段階的引上げについて

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢 ※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤	65歳 再任用⑤	「旧地方公務員法再任用職員」 【旧地公法】・§28の4(フル) ・ §28の5(短) ・ §28の6(組合・フル短)										
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	【改正附則】・§8①・② (暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承)										
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ §4①・③(フル) ・ §5①・②(組合・フル) ・ §6①(短) ・ §7①・②(組合・短)									
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ §4②・③(フル) ・ §5③・④(組合・フル) ・ §6②(短) ・ §7③・④(組合・短)					
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※1 かつこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したもの

※2 年齢は年度末年齢

Ⅱ-①.国から示されている制度の概要について

1. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職手当の支給対象となっている職の、**役職定年年齢を60歳を基本**とする制度（但し、下記の例外措置を講ずることができる）

■ 例外措置

条件	例外措置の内容
職務の特殊性や補充の困難性がある職の場合	管理監督職勤務上限年齢制の適用除外
	管理監督職勤務上限年齢の例外 （管理監督職勤務上限年齢61～64歳）
職員を他の職に異動させることで、公務の運営に著しい支障が生じる場合	職務の遂行上の特別な事情等がある場合の特例任用（現行の勤務延長制度と同要件）
	特定管理監督職群の特例任用

Ⅱ-②.国から示されている制度の概要について

2. 定年前再任用短時間勤務制

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度

3. 情報提供・意思確認制度

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務意思を確認する制度

4. 60歳に達した職員の給与に関する措置

60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の**7割水準**に設定

Ⅲ-①.本市における制度構築にかかる課題

現在の60歳超職員の能力の活用

- ・再任用職員として、長年の勤務で培った豊富な知識と経験を活用
- ・再任用職員もライン職（室長、課長代理等）や特命事項を担う職（副参事）として管理職配置



**円滑な業務運営と適正な組織バランスの確保
再任用職員のモチベーション維持を実現**

定年退職時職制	→	現行再任用
理事【9級】		参事【7級】
部長【8級】		室長・副参事【6級】
参事・次長【7級】		課長代理【5級】

Ⅲ-②.本市における制度構築にかかる課題

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）について

役職定年制の原則（60歳に達した職員対象）

- ・ 管理職手当を支給されている職員を、**管理監督職以外の職（係長等）に降任**
- ・ 管理職手当を支給されていない職員は、**定年まで降任されない**

【原則どおり役職定年を実施した場合】

定年退職時	【参考】現行再任用	定年延長	暫定再任用
理事【9級】	参事【7級】	係長【4級】	係長【4級】
部長【8級】	室長・副参事【6級】		
参事・次長【7級】	課長代理【5級】		
室長・副参事・課長【6級】	係長【4級】	主任【3級】	主任【3級】
課長代理・副主幹【5級】	主任【3級】		
係長【4級】			
主任【3級】		主任【3級】	

Ⅲ-③.本市における制度構築にかかる課題

役職定年制導入により想定される課題

非管理職員（係長）の増加に伴う組織バランスの変化

管理職員の非管理職員への降任により、経験や知識がフル活用できなくなる

能力を発揮する機会が失われ、モチベーション維持が困難になる



現行再任用制度を踏まえ、円滑な組織運営に有効な仕組みを検討する必要がある